

弾薬整備作業に関する火薬類取締法の適用について（通達）

昭和 39 年 1 月 10 日
陸幕武第 21 号

改正 平成 13 年 3 月 27 日陸幕法第 38 号

各方面総監
武器学校長 殿
関東補給処長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 95）

弾薬整備作業に関する火薬類取締法の適用について（通達）

標記について、陸上自衛隊弾薬支処において実施している別紙照会文書別紙（1）の弾薬整備作業は通商産業省の解釈によって火薬類取締法第 3 条に規定する製造には該当せず消費の過程における作業とされたので通達する。

この場合、当該作業の実施にあたっては、これらの作業に関する関連文書に基づき実施し、危害予防に万全を期されたい。

なお、通商産業省に対する照会及びこれの回答文書は別紙のとおりである。

添付書類：別紙

配布区分：「G」

各地区補給処長、各弾薬支処長、富士弾薬出張所長 各 2 部

監理部長、第 4 部長 各 1 部

武器課長 5 部

陸幕武第 21 号別紙

38 軽局第 578 号
昭和 38 年 12 月 3 日

防衛庁装備局長 殿

通商産業省 軽工業局長

自衛隊の行なう火工作業に関する火薬類取締法の適用について（回答）

昭和 38 年 10 月 30 日付け防衛庁装発調第 208 号で照会のあった標記については、下記のとおり回答します。

記

その本来の目的に使用される限りにおいて、貴見のとおりと解する。ただし、これらの作業は危険が伴うので、危害予防については、遺憾のないよう措置を講じられたい。

防衛庁装発調第 208 号
昭和 38 年 10 月 30 日

通商産業省 軽工業局長殿

防衛庁 装備局長

自衛隊の行なう火工作業に関する火薬類取締法の適用について（照会）

自衛隊の行なう別紙(1)、(2)および(3)記載の作業について、その内容から見て火薬類取締法に規定する製造には該当せず、消費の過程にあるものと考えられるが、貴見を伺いたく照会します。

添付書類：別紙(1)、(2)および(3)

注：別紙(2)及び(3)は関係がないので省略

陸上自衛隊弾薬支処の火工場において実施する必要のある作業

- 1 弾体、信管、薬莖等の除錆、塗装、標識
- 2 信管の交換
- 3 発射薬及び発射装薬のうの交換
- 4 火管の交換
- 5 照明弾放出薬、発煙弾放出薬、発煙罐の交換
- 6 時計信管の偶力調整
- 7 信管の部品交換
- 8 迫撃砲弾の発射装薬、点火薬筒、装薬保持器の交換
- 9 3.5インチロケット弾の火管、推進薬の交換
- 10 その他上記に類する交換作業